

○伊賀市公民館条例

平成16年11月1日条例第250号

改正

平成16年12月24日条例第301号

平成20年3月26日条例第24号

平成22年12月28日条例第35号

平成23年12月28日条例第29号

伊賀市公民館条例

(趣旨)

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、公民館の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

**第2条** 本市に次のとおり公民館を設置し、別に定める地区に分館を置く。

(1) 中央公民館

名称	位置	所管区域
伊賀市中央公民館	伊賀市上野丸之内116番地	市内全地域

(2) 地区公民館

名称	位置	所管区域
上野公民館	伊賀市上野丸之内116番地	上野地区
いがまち公民館	伊賀市下柘植702番地	伊賀地区
島ヶ原公民館	伊賀市島ヶ原4739番地	島ヶ原地区
阿山公民館	伊賀市川合3370番地29	阿山地区
大山田公民館	伊賀市平田3154番地	大山田地区
青山公民館	伊賀市阿保1411番地	青山地区

(職員)

**第3条** 公民館に館長その他の職員を置く。

2 前項の職員の定数は、別に定める。

(使用)

**第4条** 公民館の施設又は設備の全部又は一部を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

**第5条** 公民館の施設又は設備は、公民館の事業実施のため市民の公共的利用に供するほか、これを使用させてはならない。ただし、教育委員会は、公民館の事業実施に差し支えないと認めるときは、その施設又は設備の全部又は一部の使用を許可することができる。

(使用料)

**第6条** 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市の機関が使用するとき又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて公民館の使用を中止した場合に教育委員会が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用方法)

**第7条** 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

2 使用者は、公民館の使用に当たり、特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の不許可又は取消し)

**第8条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定に抵触すると認めるとき。

(2) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(4) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

2 既に許可をしたものについては、前項各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の許可を取り消すことがある。

(1) 使用者が第6条本文及び第7条の規定に違反したとき。

(2) 市又は教育委員会において、使用する必要が生じたとき。

(原状回復の義務)

**第9条** 使用者は、使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に復さなければならない。

(使用者の責任)

**第10条** 使用者は、建物又は備品を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営審議会)

**第11条** 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

**第12条** 公民館運営審議会の委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とする。

3 第1項の委員が辞職した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、上野市公民館条例（昭和24年上野市条例第47号）、伊賀町公民館条例（昭和34年伊賀町条例第41号）、島ヶ原村公民館設置及び管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例（昭和54年島ヶ原村条例第11号）、阿山町公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年阿山町条例第20号）、大山田村公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年大山田村条例第15号）及び青山町公民館設置及び管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例（昭和30年青山町条例第35号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成16年12月24日条例第301号）

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月26日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第35号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第29号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

別表（第6条関係）

公民館使用料

（1） いがまち公民館

施設名	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00
ホール	900円	1,200円	1,200円
会議室他	200円	200円	200円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

（2） 柘植公民館

施設名	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00
ホール	600円	800円	800円
1階会議室	200円	200円	200円
2階会議室	200円	200円	200円
和室	300円	400円	400円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

（3） 阿山公民館

施設名	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00
会議・工作室 （1室）	900円	1,200円	1,200円
和室	400円	400円	400円
サークル活動室（1室）	900円	1,200円	1,200円
パソコン室	600円	800円	800円

備考

1 会議・工作室及びサークル活動室をそれぞれ3分割して使用する場合は、3分の1の額とする。

2 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(4) 大山田公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
研修室	600円	800円	800円
会議室	300円	400円	400円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(5) 青山公民館

施設名	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
第1講座室 (1階和室)	400円	500円	500円
中ホール(2階)	500円	600円	600円
和室(2階)	200円	200円	200円
第2講座室 (3階洋間)	400円	500円	500円
料理実習室 (3階)	800円	1,000円	1,000円
ロビー(1階)	100円	100円	100円

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

○伊賀市地区公民館分館規則

平成16年11月 1 日教育委員会規則第28号

改正

平成17年 7 月31日教委規則第 8 号

平成18年 3 月30日教委規則第12号

平成19年 3 月30日教委規則第 7 号

平成21年 3 月27日教委規則第 7 号

平成21年12月 1 日教委規則第17号

平成23年 3 月31日教委規則第 5 号

平成24年 3 月30日教委規則第 7 号

平成25年 2 月14日教委規則第 1 号

伊賀市地区公民館分館規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、伊賀市公民館条例（平成16年伊賀市条例第250号）の規定に基づき、伊賀市地区公民館分館（以下「分館」という。）の設置及び運営について定める。

(名称及び位置)

**第 2 条** 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上野東部公民館	伊賀市緑ヶ丘本町1681番地 8
上野南部公民館	伊賀市上野桑町1412番地
上野西部公民館	伊賀市上野福居町3330番地 1
小田公民館	伊賀市小田町686番地 3
久米公民館	伊賀市久米町553番地 1
花之木公民館	伊賀市大内791番地 1
長田公民館	伊賀市長田1618番地 1
新居公民館	伊賀市西高倉4644番地 2
三田公民館	伊賀市三田1659番地
諏訪公民館	伊賀市諏訪2438番地 3

府中公民館	伊賀市西条115番地 2
中瀬公民館	伊賀市高畑753番地 9
友生公民館	伊賀市上友生771番地 2
猪田公民館	伊賀市猪田1359番地 3
依那古公民館	伊賀市沖3271番地
比自岐公民館	伊賀市比自岐529番地
神戸公民館	伊賀市上神戸220番地 3
古山公民館	伊賀市蔵縄手370番地 2
花垣公民館	伊賀市予野9537番地 1
ゆめが丘公民館	伊賀市ゆめが丘六丁目 6 番地
きじが台公民館	伊賀市上神戸4560番地95
柘植公民館	伊賀市柘植町1706番地
阿保公民館	伊賀市阿保1418番地
上津公民館	伊賀市北山1345番地 1
博要公民館	伊賀市種生1329番地 1
高尾公民館	伊賀市高尾2450番地
矢持公民館	伊賀市腰山354番地
桐ヶ丘公民館	伊賀市桐ヶ丘三丁目333番地

(事業)

**第3条** 分館は、地区の実情に応じた次の事業を行う。

- (1) 定期講座の開設に関する事。
- (2) 講座、講演、講習会、討論会、展示会等の開催に関する事。
- (3) 図書、記録及び資料を備え、その利用に関する事。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する事。
- (5) 視聴覚教育に関する事。
- (6) 各種団体、サークル等の育成に関する事。
- (7) 広報活動に関する事。
- (8) その他当該地区の公民館活動に関する事。

(職員等)

**第4条** 分館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 主事は、教育委員会が委嘱する。
- 4 館長は、分館の行う各種事業の企画及び実施その他必要な事務を行う。
- 5 主事は、館長を助け、事業の実施に当たる。
- 6 館長及び主事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 館長又は主事に欠員が生じた場合の補欠館長又は補欠主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

**第5条** 分館において取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関すること。
- (2) 分館の経理に関すること。
- (3) 文書収発に関すること。
- (4) 分館の使用許可に関すること。
- (5) 分館の備品管理に関すること。
- (6) その他分館の庶務に関すること。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月31日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月30日教委規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教委規則第5号)



この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年2月14日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。